東北工業大学教員養成審議委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、東北工業大学組織規程第12条第２項に基づき設置する東北工業大学教員養成審議委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

（目的）

第２条　委員会は、学生が教職に対する理解を深め、個々に修得した知識・技能を有機的に統合し、指導力ある教員としての資質能力の形成を図る指導体制、カリキュラム、教育方法等を審議することを目的とする。

（審議事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）　教職課程の指導体制に関する事項
（２）　教職課程のカリキュラムに関する事項
（３）　教職課程の教育方法に関する事項
（４）　教育実習の円滑な運営に関する事項
（５）　教職課程の自己点検・評価に関する事項
（６）　その他教職課程に関する事項

（委員構成）

第４条　委員会は学長の指名する次に掲げる委員をもって構成する。

（１）　副学長
（２）　学部長
（３）　研究科長
（４）　総合教育センター長
（５）　教務委員長
（６）　課程・学科から教員１名
（７）　総合教育センターから教員３名
（８）　大学事務局長
（９）　大学事務局次長
(10)　教務学生課長
(11)　その他必要と認められる者

２　前項の委員のほか、必要に応じて、委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。
３　委員の任期は１年とする。ただし、重任を妨げない。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、副学長をもってこれにあてる。
２　委員長は副委員長を指名する。
３　委員会は委員長が招集し、その議長となる。委員長に事故ある時は副委員長がこれにあたる。
４　委員会は、必要に応じて開催する。

（運営）

第６条　委員会は、必要に応じて専門部会を置く。
２　専門部会は、総合教育センターの教員を中心に編成し、協議結果は本委員会に報告する。

（庶務）

第７条　委員会の事務は、教務学生課が行う。

附　則

１　この規程は、平成20年４月１日から施行する。
２　この規程の施行に伴い教育実習協議会規程は平成20年3月31日をもって廃止とする。

附　則

この規程は、平成20年10月８日から改正施行する。

附　則

この規程は、平成23年７月１日から改正施行する。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から改正施行する。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から改正施行する。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から改正施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から改正施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から改正施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から改正施行する。